

平成25年(ワ)第758号 不当契約条項使用差止請求事件

原告 特定非営利活動法人消費者ネット広島

被告 株式会社早稲田自動車学園

証拠説明書

平成26年4月14日

広島地方裁判所民事第1部1E係 御中

被告訴訟代理人弁護士 渡部 邦昭



| 乙号証 | 標目 (原本・写しの別) | 作成者 | 作成 年月日 | 立証趣旨 |
|-----|-----------------|------|-----------|--|
| 20 | 陳述書 (原本) | 登島輝雄 | H26.4.14 | 中途解約の場合の解約返戻金について、丁寧に説明しており、予測できないということはないこと。 全指連の方針や指導に従って対処・改善してきていること。 |

以上

乙第 20 号証

陳 述 書

1. 株式会社早稲田自動車学園に入社したのは、平成10年3月です。

入社した当時は、業務部の配車係係長の仕事をしていたのですが、1年後に、教習指導員の資格をとって、指導部に移り、平成22年9月まで教習指導員の仕事をしていました。

平成22年10月からは、業務部に配属されて、総務、人事、受付などの幅広い業務を担当することになりました。

平成21年5月26日に申入書(甲2)が届いていますが、この当時は、業務部係長だった和田昌樹というのが担当していました。しばらく一緒に業務部の仕事をしていたのです(甲4、甲7、甲8の1)が、私が引き継いだ後の平成25年4月からは、和田昌樹は指導部に配属されています。ですから、平成25年4月からは、私が一人で業務部の仕事を担当するようになりました。そして、現在に到っております。

2. 入校手続きの流れについて説明させていただきます。

- (1) AT免許かMT免許のどちらを希望されるか、とお尋ねします。
- (2) 希望される免許の基本コースである「サービスコース」の概要を「普通車教習料金の概要」(乙16)を使って説明します。
- (3) さらにオプションの「23才までの限定コース」、「AT安心コース」、「特約コース」の概要を同じく「普通車教習料金の概要」(乙16)を使って説明します。
- (4) 希望コースが決ったら、希望されるコースのご案内(乙19の1から4の2のいずれか)を使ってすべてを読みあげながら説明します。

特に中途解約の内容については「早稲田自動車学園 中途解約 返金事務処理規定」の払戻計算表(乙19の4の3の5または6)を見せながら詳しく説明します。
- (5) 説明後、入校申込書表面(乙15の3)への記入、さらに裏面(乙15の4)の誓約書(契約)をすべてお読みいただき、署名押印をいただきます

す。

- (6) 入校申込書裏面(乙15の4)をコピーして原本と割印し、希望されたコースのご案内(乙19の1から4の2のいずれか)と一緒に「この二通が契約書となりますので、卒業まで大切に持っておいてください」と言ってお渡しします。
- (7) 教習料金の納入方法にもよりますが、その後、入校当日の入校説明会までに適性検査(資力・色彩識別・聴力・運動能力)を行い、提出書類、写真等を用意し教習原簿を作成します。
- (8) 入校説明会を行います。

3. 当学園では、入校される全教習生に対して。

- ① 入校申込書(乙15の1および2)
- ② 普通車教習料金等の概要(乙16)

を入校時に詳しく説明しています。その中で、中途解約についての説明を充分行っています。

この説明を受けて、教習生が選択したコースについて、「ご案内」(甲8の2、3)という文書を配布して更に詳しく説明しています。

そして、入校申込書を作成して、入校された教習生に対して、入校説明会で教習の手引きを配布し、時間をかけて「教習の流れ」などの説明を行っています。

平成25年10月1日からは、乙第15号証の3および4の入校申込書・誓約書に基づいて詳しく説明しております。念のため付言しますが、当学園では、運用としては未消化部分については、「やむを得ない事由」があるか否かに拘らず、全額返還してきています。

当学園としては、運転免許を取りにこられた生徒さんたちに是非にも免許をとって卒業してもらいたいという生徒を思う気持ちから、「半額返還」にとどめる、とか、「やむを得ない事由があるときは全額返還します」などの表現を使用していました(甲8の2および4)が、原告からの指摘をうけ、別紙1乃至別紙4に記載されているとおりに改訂をし、職員らもその旨の指導を周知徹底しています。従って、消費者契約法41条1項に基づく請求書(乙4)の「第2. 請求の要旨1乃至3」については、疑いの余地なく、ク

リアーされています。

原告からは、当学園に対して、平成24年7月20日付申入誓で面談の機会を設けて協議した旨の申入れがあり(乙12)、当学園の担当職員は「多忙であるが面談に応じます。」旨平成24年10月1日付で返答しています(甲7)。

しかし、その後、原告のほうから当学園に対して、面談・協議の申入れがありませんでした。また、平成25年6月17日、全指連(社団法人全国指定自動車教習所協会連合会)総会において、消費者契約に関する暫定的な自主行動基準について審議されて、決議されています(乙18)。

当学園としても、これらの動きに沿って誠実に対応しています。また、当学園として、以前から法令遵守の姿勢・態度をつらぬいて、必要な改訂を順次行っているところです。

4. 「普通車教習料金等の概要」(乙16)は、教習生に示すだけで、交付はしていません。

誓約書(乙15の2)は、入校申込書(乙15の1)の裏面であり、コピーしたものを教習生に「卒業まで持っていて下さい。」と言って交付しています。(原本と割印をしています。)

誓約書(乙15の2)のコピーを教習生に交付していますので、誓約書3(3)「返金の料金精算については、基本料金から入校申込金、割引料金及び教習実施分等を差し引いて返金されること」については、教習生はよく認識理解しておられます。

- (1) 原告は、誓約書(乙15の2)3(3)「教習実施分等」の「等」を問題としておられますが、実際に要した料金を細かく記載すると煩さなことから、「等」と表現しているものです。「実際に要した料金」は、コース毎に相違してきますので、当学園は教習生が「普通車教習料金等の概要」(乙16)に基づいて選択したコースについての料金を、書面に基づいて細かく説明しています(乙19の1~4)。

- (2) 「普通車教習料金等の概要」(乙16)の「割引の適用をなくし」は、「サ

ービスコース」についても記載しています。

入校時に、「割引」の内容、金額については明確にしています(乙19の1~4)。

いずれも「ご案内」の下欄のところに、中途解約される場合として、「返金の料金精算については、教習料金から『入校申込金、割引料金、教習実施分』のほか、『仮免受験・検定受験時はその手数料』および『教習教材等の売買相当額』を差し引きして返金いたします。」と記載しており、実際に要した料金を差し引いたうえで返金します、という趣旨を明確にしています。

(3) 特約コース」について。

ア。「サービスコース」を前提としたオプションであることは、原告の指摘するとおりです。「特約コースのご案内」(乙19の4の1乃至3)に基づいて教習生に説明しています。

イ。「特約コースのご案内」(乙19の4の1)の下欄に中途解約される場合として、「返金の料金精算については、教習料金から『入校申込金、割引料金、教習実施分』のほか、『仮免受験・検定受験時はその手数料』および『教習教材等の売買相当額』を差し引きして返金いたします。」と記載していることにより、明確にしています。

答弁書別紙4の解約返戻金の定めとの矛盾はありません。「特約コースのご案内」(乙19の4の1)の下欄の記載では、より丁寧に記載しているということです。

ウ、「特約コースのご案内」(乙19の4の1)をみられて、なお、明確に理解できないのであれば、改めて釈明していただきたいと恩います。

(4) 原告の主張(心配)は机上の空論のように思われます。

終了間近での中途解約というケースは事例としておりません。従って、当学園としては、教習生については「なんとか免許をとって卒業してほしい」と願って指導をしております。従って、終了間近の中途解約については想定していません。原告の指摘(心配)は、消費者契約法に反するか否かとは無関係ではないかと思います。

(5) 原告の法違反（消費者契約法10条、同9条、同12条）の主張は受け入れられません。

当学園は良心的な公認自動車学校です。随時必要な改定を行い、教習生に丁寧に対応し、全指連の指導にも沿った対応をしています（乙18）。

5. 原告は、「肝心の計算根拠の詳細を定める乙19号証の4の3の1『中途解約 返金事務処理規定』は、消費者に交付される書類ではありません。そのため、消費者には各段階での解約返戻金が予測できない。」と主張しておられますが、そんなことはありません。この点を詳しく説明します。

(1) 「サービスコースのご案内」（乙19の1）によりますと、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. サービスコースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 返金の料金精算については、教習料金から「入校申込金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されています。

また、入校される際に、当学園の担当者から、返金事務処理規定（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、丁寧に口頭での説明をしています。ですから、「解約返戻金が予測できない」ということはありません。

(2) 「AT 安心コースのご案内」（乙19の2）についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. AT 安心コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 設定補修回数を未消化の方は、未消化の補修料金の金額（1回につき4,800円）を返金いたします。
3. 返金の料金精算については、上記2に教習料金を加え、「入校申込

「金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されています。

また、入校される際に、当学園の担当者から、返金事務処理規程（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、丁寧に口頭で説明しています。ですから、「解約返戻金が予測できない」ということはない。

(3) 「23才まで限定コースのご案内」（乙19の3）についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. 23才まで限定コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 設定補修回数を未消化の方は、未消化の補修料金の全額（1回につき4,800円）を返金いたします。
3. 返金の料金精算については、上記2に教習料金を加え、「入校申込金・割引料金・教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されています。

また、入校に際し、当学園の担当者が、返金事務処理規程（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、丁寧に口頭で説明しています。ですから、「解約返戻金が予測できない」ということではありません。

(4) 「特約コースのご案内」（乙19の4の1および2）についても、「中途解約される場合」と明示したうえで、

1. 特約コースの料金設定は卒業をもって成立し、中途解約される場合、「割引の適用」はありません。
2. 技能教習実施分については、「早稲田自動車学園 中途解約 事務処理規定」により算出します。

3. 返金の料金精算については、教習料金から「入校申込金・割引料金・上記2を加えた教習実施分」のほか、「仮免受験・検定受験時はその手数料」および「教習教材等の売買相当額」を差し引きして返金いたします。

と明確に表現されています。そして、特約コースについては、Aコース、Bコース、Cコース、Sコースと4種類あり、オプション（23才まで限定コース、AT安心コース）も選択でつけることができますので説明も複雑になります。そのため、入校に際し、当学園の担当者が返金事務処理規定（乙19の4の3の1乃至6）を提示しながら、特に、特約コースの中途解約については、「特約コースについて」（乙19の4の3の4）および「払戻金計算表（MT）+（AT）」（乙19の4の3の5および6）を提示して、丁寧に口頭で詳しく説明しています。ですから、「解約返戻金が予測できない」ということはありません。

6. 「被告ウェブサイトの改善」について。

藤井寺自動車教習所がウェブサイトに返戻規定を掲げているとのことですが、これは、同教習所が自主的にやっていることです。当学園が「同教習所に見習ってやらなければならない」との根拠にはなりません。

当学園は、「全指連の方針と指導に沿って動く」という姿勢でいるので、ウェブサイトに中途解約の定めを明記することまで「強制される」ことはないと考えます。いかがでしょうか。

ちなみに、藤井寺自動車教習所のウェブサイトの例は、例外中の例外です。当学園では、広島その他の地域の教習所では、藤井寺自動車教習所のようなウェブサイトの例は見つからなかった、ということ逆を裏付けているのではないのでしょうか。

7. 和解について。

- (1) 当学園としましては、全指連の方針と指導に従って対処・改善していません。全指連の消費者契約に関する暫定的な自主行動基準のガイドラインには、現時点ではウェブサイトのことまで言及していません（乙18）。

(2) 当学園としては、全指連の方針および指導に従って対処・改善していて、とくに違法な点はなく、本訴訟については、遺憾なことであると考えています。

よって、和解は困難であり、改めて、原告による本訴取下げによる終了を求めます。

以上のとおり陳述させていただきます。

以上

平成26年4月14日

(住所) 広島市西区井口1-3-20
(株) 早稲田自動車学園

(氏名) 登島輝雄 (印)